2014
11
No.819

社会保険

# にいがた

## 新潟昔語り（むかし）

### 実らなかった恋の橋

柏崎市（旧西山町）

いもりの神には、それは美しい姫がいました。ながその神は、姫を嫁にほしいと何度も頼みます。娘を嫁にやりたくない、いもりの神は、「一晩で佐渡まで石の橋をかけたら嫁にやる」と難題をふっかけました。

ながその神は、ものすごい勢いで岩を海に投げ入れ、佐渡までの橋をどんどんと造ります。あせったいもりの神は、みのをバタバタたたき、鶏の鳴きまねをしました。夜が明けたと思ったながその神は、姫と結婚できないなら生きていても仕方がないと、海に身を投げてしまったんだとさ。

ながその神が投げ入れた岩は恋の懸け橋と呼ばれる

※伝説については、諸説ある話のうち、取材したものの1つをご紹介しています。

新潟日報「好きですにいがた」語り継がれる不思議にいがたより

## Contents

●賞与を支払ったときは届出が必要です!!
●はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けられる方へ
●スキー場リフト割引利用助成券のご案内
●社会保険事務講習会12月開催のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル　0570-05-1165（イイロウゴ）

日本年金機構ホームページhttp://www.nenkin.go.jp/　協会けんぽホームページhttp://www.kyoukaikenpo.or.jp/
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ　http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/

【職場内で回覧しましょう】

# 賞与を支払ったときは届出が必要です!!

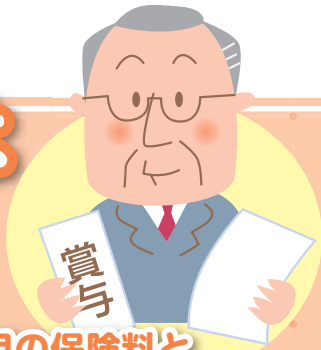


賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料（事業主と被保険者が折半）を納付することになっています。将来受け取る年金額の対象となりますので、忘れずにお届けください。

## 提出する時期は？

賞与の支払いがあった日から、5日以内に提出してください。

※提出の際は、「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出してください。

届出用紙等は、事前登録している賞与支払予定月の前月に被保険者の氏名・生年月日等を印字したものを事業所様へ送付しております。ご登録がない場合、届出様式を日本年金機構ホームページの「申請・届出様式」からダウンロードするか、年金事務所からお取り寄せください。今後、事前の送付を希望する場合は、「被保険者賞与支払届総括表」や「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）」等により賞与支払予定月の登録の届出をしてください。

## 賞与とは？

賞与とは、賞与、ボーナス、手当、その他いかなる名称であるかを問わず、労務の対償として受けるすべてのもののうち、年間の支給が3回以下のものをいいます。

**対象となるもの**

賞与（役員賞与も含む）、ボーナス、期末手当、年末手当、夏（冬）期手当、越年手当、勤勉手当、繁忙手当、もち代、年末一時金などの賞与性のもの（年3回以下の支給の場合）、その他定期的でなくても一時的に支給されるもの

※年4回以上支給されている賞与（標準報酬月額の対象となる）や結婚祝金、大入袋等は賞与の対象にはなりません。

## 届出方法は？

**紙媒体の場合**

「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」に必要事項を記入のうえ提出してください。

**電子媒体の場合**

磁気媒体届書作成プログラム（日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/から無償で提供されています。）により作成した提出ファイルをCD・DVD等に書き込みを行い、「磁気媒体総括票」と「被保険者賞与支払届総括表」と併せて提出してください。

●賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみ記入のうえ提出してください。

●昭和12年4月2日以降の生まれであって、70歳以上の被保険者（被用者）を常時雇用されている場合には、「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届・月額変更届・賞与支払届」も併せて提出していただきますようお願いします。

電子申請により届出することもできます。電子申請の手続きについては、電子政府の照会窓口（0570-058-555）に、お問い合わせください。※050から始まる電話でおかけの場合は「03-6700-1144」にお電話ください。

## 賞与にかかる保険料率（標準賞与額×保険料率）

### 健康保険料
（全国健康保険協会管掌健康保険料:新潟県）
（事業主・被保険者折半）

■介護保険に該当しない方

標準賞与額 × 99.0 / 1000

■介護保険に該当する方

標準賞与額 × 116.2 / 1000

### 厚生年金保険料（一般）
（事業主・被保険者折半）

標準賞与額 × 174.74 / 1000

### 児童手当拠出金
（全額事業主負担）

標準賞与額 × 1.5 / 1000

※標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。
※標準賞与額の上限は、健康保険では年度の累計額540万円（年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで）、厚生年金保険では1か月あたり150万円とされていますが、同月内に2回以上支給されるときは、合算した額で上限額が適用となります。

・健康保険料率:平成24年3月分～ 適用　・厚生年金保険料率:平成26年9月分～平成27年8月分 適用
・介護保険料率:平成26年3月分～ 適用　・児童手当拠出金率:平成24年4月分～ 適用

# こんなとき賞与にかかる保険料はどうなるの？

**資格取得・喪失月の賞与は、賞与の支払日により保険料負担の取扱いが異なります。**

## 資格取得・喪失時の取扱い

① 保険料負担なし
② 保険料負担あり
③ 保険料負担あり
④ 保険料負担なし
⑤ 保険料負担なし

●資格を取得した月に支払われる賞与は、保険料賦課の対象となります。しかし、①のように資格取得日の前に支払われた賞与（支度金など）については、保険料賦課の対象となりません。
●資格を喪失した月に支払われた賞与は、保険料賦課の対象となりません。
※④の場合、保険料負担はありませんが、賞与支払届の届出は必要となります。提出後に標準賞与額として決定し、健康保険で標準賞与額累計額に含まれます。

## 同月内に資格喪失・資格取得があるときに支払われた場合

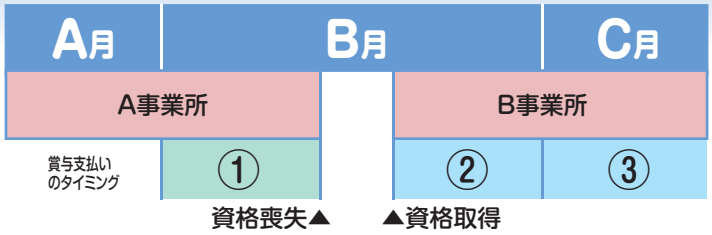


① 保険料負担なし
② 保険料負担あり
③ 保険料負担あり

●同月内に事業所を異動した場合、資格を喪失した事業所から喪失月に支払われた賞与は、保険料賦課の対象となりませんが、資格を取得した事業所から取得日以降に支払われた賞与は、保険料賦課の対象となります。

## 産休・育休等期間の取扱い

産休・育休等期間を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までについては、事業主より各種申出書の届出により、毎月の保険料と同様に賞与の保険料も徴収されません。ただし、賞与支払届の届出は必要となります。

## 拠出金も同時に納入

賞与が支給された場合の児童手当拠出金は、厚生年金保険の被保険者（育児休業等により賞与の保険料を徴収されない被保険者を除く）の標準賞与額に拠出金率1000分の1.5を掛けた額を事業主が賞与の保険料と一緒に納めます。

## 年金受給者の皆様へ

# 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

## は期限までに提出をお願いします。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、年金に課税される所得税および復興特別所得税の計算を行うために必要なものです。

10月下旬に、日本年金機構から課税の対象と見込まれる方に送付されておりますので、平成26年12月1日までに提出をお願いします。

### 課税の対象となる年金 ※障害年金、遺族年金には課税されません。

国民年金…… 老齢基礎年金、付加年金、老齢年金（老齢福祉年金を除く）、通算老齢年金、特例老齢年金
厚生年金保険、船員保険 老齢厚生年金、特例老齢年金、老齢年金、通算老齢年金
共済組合等…… 退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金

### 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

▶年齢 65歳未満の方（昭和26年1月2日以後に生まれた方・年金額が108万円以上の方）

▶年齢 65歳以上の方（昭和26年1月1日以前に生まれた方・年金額が158万円以上の方）※

※退職共済年金の受給者であり、老齢基礎年金が支給されている65歳以上の方の場合は、退職共済年金の支払額が80万円以上

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しなかった場合は、各種控除を受けることができず、源泉徴収税率も異なります。また、2つ以上の年金の支払者に対し扶養親族等申告書を提出している方、年金以外の所得がある方などは、原則確定申告が必要です。（詳しくは税務署へお尋ねください。）

# 12月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

| 主催年金事務所（予約先電話番号） | 会場 | 相談日 | 時間 |
|---|---|---|---|
| 新潟東年金事務所（025-283-1013） | さくらんど会館 | 4(木) | 10:00～15:00 |
| | 五泉市福祉会館 | 18(木) | 10:00～15:00 |
| | 阿賀町役場本庁 | 24(水) | 10:00～15:00 |
| 新潟西年金事務所（025-225-3008） | 佐渡中央会館 | 17(水) | 13:30～17:00 |
| | 新穂地区公民館 | 18(木) | 9:00～11:40 |
| | 小木町商工会 | 18(木) | 8:50～10:50 |
| 長岡年金事務所（0258-88-0006） | 小千谷市民会館 | 10(水) | 10:00～15:00 |
| | | 24(水) | 10:00～15:00 |
| | 小出ボランティアセンター | 25(木) | 10:00～15:00 |
| 上越年金事務所（025-524-4115） | 糸魚川市役所 | 10(水) | 10:00～15:00 |
| | | 24(水) | 10:00～15:00 |
| | 柿崎商工会 | 17(水) | 10:00～15:00 |
| 三条年金事務所（0256-32-2820） | 市民交流センターネーブルみつけ | 17(水) | 10:00～15:00 |
| 新発田年金事務所（0254-23-2128） | 村上市役所 | 10(水) | 10:00～15:00 |
| | | 24(水) | 10:00～15:00 |
| | 阿賀野市水原総合体育館 | 17(水) | 9:30～12:30 |
| 六日町年金事務所（025-716-0802） | 十日町地域地場産業振興センター（クロス10） | 11(木) | 10:00～15:00 |
| | | 25(木) | 10:00～15:00 |

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますが、次の会場は時間が異なります。
【佐渡中央会館】13:30から16:10まで【新穂地区公民館】9:00から11:00まで【小木町商工会】8:50から10:30までとなりますのでご注意ください。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

**※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。**

# 協会けんぽからのお知らせです

## はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けられる方へ

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術について、ともに一定の要件を満たす場合は、『療養費』として健康保険の給付対象となります。（協会けんぽへ「健康保険療養費支給申請書」のご提出が必要になります。）なお、要件を満たさない場合は全額自己負担となります。

### ～はり・きゅうの場合～

下記の【1】、【2】の両方の要件を満たす場合にのみ健康保険の給付対象となります。

#### 【1】対象となる傷病であること

以下の6疾患に限られています。

- **神経痛**
- **リウマチ**
- **五十肩**
- **頸腕症候群**
- **腰痛症**
- **頚椎捻挫後遺症**

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

#### 【2】施術について医師の同意があること

医師による適当な治療手段がなく（医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等）、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意があること。

※初回申請時には、必ず医師の同意書を添付してください。

#### 医療機関での診療と併用して施術は認められません!

健康保険を使ってはり・きゅうの施術を受けることができるのは、医師による適当な治療手段がない場合に限ります。はり・きゅうの施術を受けながら、併用して医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合は、はり・きゅうの施術は健康保険の給付対象とはなりません。

※医師から薬やシップを処方された場合も診療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険の給付対象とはなりませんのでご注意ください。

### ～あんま・マッサージの場合～

下記の【1】、【2】の両方の要件を満たす場合にのみ健康保険の給付対象となります。

#### 【1】対象となる傷病であること

筋麻痺・関節拘縮等の症状があり、その症状の改善を目的とする場合。

※疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージは健康保険給付の対象とはなりません。

#### 【2】施術について医師の同意があること

医師による理学療法の代替的な治療手段として、あんま・マッサージの施術を受けることを認める医師の同意があること。

※初回申請時には、必ず医師の同意書を添付してください。

### ●はり・きゅう ●あんま・マッサージ 共通の注意点

**定期的に医師の同意が必要です**

健康保険を使って継続して施術を受けるには、3か月ごとに医師の同意が必要になります。医師の同意がない施術は、健康保険の給付対象とはなりません。

**「健康保険療養費支給申請書」の内容を確認したうえで、必ず記入・押印してください**

「健康保険療養費支給申請書」は、施術を受けた方が施術費用の一部を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。傷病名・日数・金額などが記載されていますので、よく確認したうえで、ご自身で記入・押印ください。

お問い合わせ先　【業務グループ】 TEL.025-242-0262

全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ
協会けんぽ　新潟　検索
〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階　TEL.025-242-0260（代表）

# 健康づくりDVD 貸出中

職場での健康づくり講習会等にご利用ください!

### はじめてのウオーキング&ジョギング 【30分53秒】
- ウオーキング&ジョギングの素晴らしさ
- 本日のスペシャルメニュー紹介
- 実践! 初めてのウオーキング
- 実践! 初めてのジョギング
- ウオーキング&ジョギングのポイント

### 若々しい体をキープ!エクササイズ&ダイエット 【32分15秒】
- 理想の体重と体脂肪
- 本日のスペシャルメニュー紹介
- 姿勢を正しく整える体感エクササイズ(基礎編)
- 姿勢を正しく整える体感エクササイズ(応用編)
- ダイエットと食習慣

### Good-bye ストレス 【28分37秒】
- あなたのストレス度をチェック
- 本日のスペシャルメニュー紹介
- ストレスの原因
- ストレスの症状
- Good-bye ストレス① からだをほぐそう
- Good-bye ストレス② 思考パターンを変えてみよう
- 心のSOS早期発見・早期対処

### 正しく知れば怖くない がんのお話 【25分59秒】
- がんは早期発見で治せる病気
- 本日のスペシャルメニュー紹介
- がんはどうしてできるのか
- がんを早期発見するには
- がんを治すには

**申込書(新潟県社会保険協会のホームページからダウンロードできます)にご記入のうえ、faxにより各支部(各地区事務センター)へお申し込みください。**

# いい みらい 11月30日は何の日?

11月30日は「年金の日」です

**「国民お一人おひとり、「ねんきんネット」(本誌9月号をご覧ください)等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」です。**

## -新潟県内全年金事務所-

11月30日(日)は、週末相談日です。

午前9時30分から午後4時まで

## -新発田年金事務所-

11月30日(日)

関川村村民会館(関川村)で国民年金納付相談会を実施

午前10時30分から午後3時まで

## お待たせしました

## 柏崎年金事務所 事務所所在地が元に戻ります

柏崎年金事務所の建物補強工事が終了し、事務所所在地が元に戻ります(住所:柏崎市幸町3-28)。12月1日より業務を開始しますので、よろしくお願いいたします。

スキー・スノーボードで健康づくりを!

# スキー場リフト割引利用助成券のご案内

県内各支部（新潟東・新潟西・三条・新発田・長岡・六日町・上越・柏崎）の会員事業所従業員及び家族の健康増進のためスキー場のリフトを利用される方に、割引利用助成券（各スキー場とも700円助成）を発行いたします。希望される方は、下記の宛先へお申し込みください。

## 申込受付期間

**平成26年12月3日から平成27年1月15日まで**
（リフト割引利用助成券の有効期限は平成27年2月28日まで）

ただし、受付期間中であっても予定数に達した場合、申込を締め切らせていただきます。

| 利用できるスキー場名 | | | |
|---|---|---|---|
| 上越国際スキー場 | 1日券 | 赤倉観光リゾートスキー場 | 1日券 |
| 岩原スキー場 | 1日券 | わかぶな高原スキー場 | 1日券 |
| 国設胎内スキー場 | 1日券 | 三川温泉スキー場 | 1日券 |
| ニュー・グリーンピア津南スキー場 | A・B | | 回数券 |
| ニノックススキー場 | 1日券 | 石打丸山スキー場（大人）（ジュニア・シニア） | 1日券 |
| 長岡市営スキー場 | 1日券 | ぶどうスキー場 | 1日券 |
| | | 舞子スノーリゾート | 1日券 |

※リフト券の内容等については各スキー場にお問い合わせください。
※申込されてから割引利用助成券がお手元に届くまで日数を要しますのでご容赦ください。

## 申し込み先

（一財）新潟県社会保険協会各支部（各地区事務センター）

**●上越地区事務センター**
管轄支部　上越支部・柏崎支部
住　　所　〒943-0837
　　上越市南城町1-5-9
電　　話　025-527-4880

**●中越地区事務センター**
管轄支部　長岡支部・六日町支部
住　　所　〒940-0061
　　長岡市城内町3-甲893-36-丸山ビル601
電　　話　0258-31-8090

**●下越地区事務センター**
管轄支部　新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部
住　　所　〒950-0087
　　新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F
電　　話　025-290-3200

## 申し込み方法

郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

キリトリ線

## 〔リフト割引利用助成券申込書〕

**※利用者負担金は直接スキー場にお支払いください。　※申込枚数は15枚までとさせていただきます。**

＿＿＿＿＿枚　　年　月　日

上記のとおり申し込みます。

事業所所在地

名　　称

電話番号

連絡責任者

| 所属支部名に○印を記入してください。 | | | |
|---|---|---|---|
| | 新潟東 | | 長　岡 |
| | 新潟西 | | 六日町 |
| | 三　条 | | 上　越 |
| | 新発田 | | 柏　崎 |

平成二十六年十一月十八日発行　発行所　一般財団法人新潟県社会保険協会　電話〇二五ー二四〇ー五三三七　〒950-0087　新潟市中央区東大通一ー二ー二十五　北越第一ビルディング六階

# 社会保険事務講習会12月開催のご案内　参加料不要

社会保険事務を担当されることとなった方を対象とした講習会です。どなたでも参加いただけます。

特　典　講習会参加者には、参考図書を差し上げます。

【講習内容】保険証交付までの流れ・健康保険の給付について　講師／全国健康保険協会新潟支部職員
保険の加入・資格、保険料について　講師／日本年金機構年金事務所職員

| 開　催　日 | 開催時間 | 会　　場 | 所　在　地 | 定員 |
|---|---|---|---|---|
| 12月 4日(木) | 午後1時30分〜午後4時 | 南魚沼ふれ愛支援センター | 南魚沼市坂戸399-1 | 60名 |
| 12月 8日(月) | | 燕三条地場産センターリサーチコア | 三条市須頃1-17 | 60名 |
| 12月 9日(火) | | 新発田市生涯学習センター | 新発田市中央町5-8-47 | 48名 |
| 12月11日(木) | | クロスパルにいがた | 新潟市中央区礎町3ノ町2086 | 70名 |
| 12月12日(金) | | 上越市市民プラザ | 上越市土橋1914-3 | 60名 |
| 12月15日(月) | | ハイブ長岡 | 長岡市千秋3-315-11 | 70名 |
| 12月17日(水) | | ワークプラザ柏崎 | 柏崎市田塚3-11-50 | 36名 |

※「クロスパルにいがた」会場は、駐車場が少ない為、公共交通機関をご利用ください。

**お申込み方法**

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。
（電話によるお申し込みも可能です。）なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会　FAX.(025)290-3201　TEL.(025)240-5337

冬期限定プラン
友遊湯（ゆうゆう）
宿泊プラン
友だち、家族で語らいを！
期間　平成26年 12/1〜平成27年 3/31
※但し26年12月30日〜27年1月3日は通常料金です
土曜日を除く
●1室3名様以上のご利用
●1泊2食／料理6品付
『ナノミストサウナ』心も体もあたたかく
5,900円(税込)
お申し込み・お問い合せはお気軽に
瀬波保養所　松風荘
〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29　電話 0254-53-3086

## 年金の日(11月30日)も開設します。

## 街角の年金相談センター新潟

9:30〜16:00

- 年金事務所と同じように、年金請求手続きや見込額の試算などが無料でできます。
- 待ち時間も少なく、余裕を持って相談ができます。
- 扶養親族等申告書（年金用）の記入のしかたについてもご相談いただけます。

ぜひご利用ください！

〒950-0087
新潟市中央区東大通2丁目3-26
プレイス新潟6階
電話:025-244-9246

新潟駅から徒歩5分程

<受付時間>
平日(月〜金)
午前8時30分〜午後5時15分

提携駐車場もあります

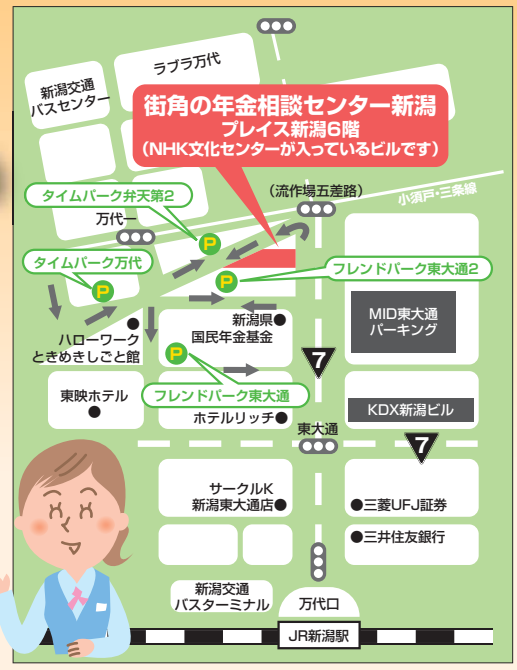


※国民年金基金とは違うビルです　※「街角の年金相談センター新潟」の赤い看板を目印におこしください！